

# 令和4年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項

---

令和5年3月24日  
金融庁 企画市場局

# 目次

令和4年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項の公表	・・・ P.3
1. 法令改正関係審査	
(1)「収益認識に関する会計基準」の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正	・・・ P.4
(2)「時価の算定に関する会計基準等」の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正	・・・ P.8
2. 重点テーマ審査	
(1) 収益認識に関する会計基準	・・・ P.11
(2) 重点テーマ以外の主な項目	・・・ P.24
付録 - 収益認識に関する会計基準の主な好開示例	・・・ P.28

# 令和4年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項の公表

- 金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保の観点から、各財務（支）局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。
- 令和4年度の有価証券報告書レビューとして、令和4年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書について以下の内容の審査を実施中である。
  1. 法令改正関係審査（※1,3）
    - (1) 「収益認識に関する会計基準」の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正
    - (2) 「時価の算定に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」の改正、及び「金融商品に関する会計基準」の改正（以下、「時価の算定に関する会計基準等」）の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正
  2. 重点テーマ審査（※2,3）

「収益認識に関する会計基準」

    - （※1）全ての有価証券報告書提出会社（以下、「提出会社」という）を対象とした調査票による審査。
    - （※2）審査対象会社を選定して行う質問票による対話型の審査。なお、本テーマ以外の内容についても適宜質問を実施。
    - （※3）過年度の審査において令和4年度の有価証券報告書での改善の検討を求める旨の通知を行った提出会社に対するフォローアップを実施。
- 令和4年度の有価証券報告書レビューについて、現在（令和5年3月24日時点）までの実施状況を踏まえ、複数の提出会社に共通して識別された事項に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項を取りまとめた。
- なお、記載内容が不十分であると認められた事項には、会計監査の対象となる財務諸表等に関わるものも含まれているため、留意すべき事項については、提出会社のみならず、監査を実施する公認会計士又は監査法人においても、十分に留意いただきたい。

## 1. 法令改正関係審査

(1) 「収益認識に関する会計基準」の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正

## 本改正の概要(1/2)

- 2018年3月に企業会計基準委員会(ASBJ)は、我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として「収益認識に関する会計基準」を公表
- 2020年3月にASBJは、改正「収益認識に関する会計基準」を公表
- これらの公表を踏まえ、2020年6月に財務諸表等規則等を改正
- 2021年4月1日以降に開始する連結会計年度(事業年度)の連結財務諸表(財務諸表)から原則適用

### 主な記載事項

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

連結貸借対照表  
連結損益計算書

:

注記事項

(連結財務諸表作成  
のための基本となる  
重要な事項)

:

(収益認識関係)

:

#### ■ 連結貸借対照表

- 契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、他の資産と区分して適切な科目をもって連結貸借対照表において表示/もしくは注記

#### ■ 連結損益計算書

- 顧客との契約から生じる収益について、それ以外の収益と区分して連結損益計算書において表示/もしくは注記(※1)
- 顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素(受取利息又は支払利息)を連結損益計算書において区分して表示

(※1)「収益認識に関する会計基準」の範囲外である「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入や「金融商品に関する会計基準」に基づく金融収益等は、顧客との契約から生じる収益には含まれない。

## 本改正の概要(2/2)

(前ページからの続き)

### 主な記載事項

有価証券報告書

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

連結貸借対照表  
連結損益計算書

：

注記事項

(連結財務諸表作成  
のための基本となる  
重要な事項)

：

(収益認識関係)

：

##### 2 財務諸表等(※2)

：

(連結財務諸表作成の基本となる重要な事項)

会計方針に関する事項

➤ 重要な収益及び費用の計上基準

- 主要な事業における主な履行義務の内容
- 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

(収益認識関係)(※1)

(1) 収益の分解情報

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

- 契約及び履行義務に関する情報
- 取引価格の算定に関する情報
- 履行義務の配分額の算定に関する情報
- 履行義務の充足時点に関する情報
- 本会計基準の適用における重要な判断

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

- 契約資産及び契約負債の残高等
- 残存履行義務に配分した取引価格

(※1) 収益認識に関する注記の開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができる。どの注記事項にどの程度の重点を置くべきか、また、どの程度詳細に記載するかを開示目的に照らして判断する。

(※2) 個別財務諸表においても基本的に上記と同様の表示もしくは注記が規定されているが、連結財務諸表を作成している場合には、個別財務諸表において注記の一部を省略することができる。

## 審査内容と審査結果

### 審査内容

- 提出会社から提出を受けた財務諸表等規則等の改正(「収益認識に関する会計基準」に関する記載事項)に関する調査票への回答内容を踏まえ、有価証券報告書の記載内容を審査した。
- 本法令改正関係審査では、財務諸表等規則等の規定への準拠性(開示の漏れや誤り等の有無)を確認した。

### 審査結果

- 本法令改正関係審査の結果、全体として財務諸表等規則等の規定に準拠した記載が行われていることを確認した。
- なお、重点テーマ審査において識別された事項については、本資料の11ページ以降を参照されたい。

## 1. 法令改正関係審査

- (2) 「時価の算定に関する会計基準等」の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正



## 本改正の概要

- 2019年7月にASBJは、時価の算定方法に関する詳細なガイダンス等を定めた「時価の算定に関する会計基準等」を公表
- 本基準の公表を踏まえ、2020年3月に財務諸表等規則等を改正
- 2021年4月1日以降に開始する連結会計年度(事業年度)の連結財務諸表(財務諸表)から原則適用

### 主な記載事項

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

:

##### 注記事項

(金融商品関係)

:

##### 2 財務諸表等(※3)

:

#### ■ 金融商品関係

##### ➤ 金融商品のレベル別開示(※1,2)

- 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品について、適切な項目に区分した上で、それぞれレベル1~3の金融商品の時価の合計額
- 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品について、適切な項目に区分した上で、それぞれレベル1~3の金融商品の時価の合計額
- 上記a及びbのレベル2及びレベル3の金融商品に関して、時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明等
- 上記aのレベル3の金融商品の時価に関する情報
  - 重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報等

(※1)重要性が乏しいものは、注記を省略することができる。

(※2)投資信託等については、注記を要しない旨の経過措置あり。

(※3)連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

## 審査内容と審査結果

### 審査内容

- 提出会社から提出を受けた財務諸表等規則等の改正(「時価の算定に関する会計基準等」に関する記載事項)に関する調査票への回答内容を踏まえ、有価証券報告書の記載内容を審査した。

### 審査結果

- 本法令改正関係審査の結果、複数の提出会社に共通して以下の課題が識別された。

金融商品のレベル別開示において、「時価で連結貸借対照表に計上している金融商品」として記載すべき金融商品を誤って「時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品」として開示、もしくは、その逆の開示

〈具体例〉

- 時価で連結貸借対照表に計上しているデリバティブ取引から生じる正味の債権及び債務を誤って「時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品」として開示
- 時価ではなく、償却原価で連結貸借対照表に計上している満期保有目的の債券を誤って「時価で連結貸借対照表に計上している金融商品」として開示

### 留意事項

- 金融商品の内容や会計処理方法を踏まえて、いずれの区分で開示すべきか注意願いたい。
- デリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等に係る為替予約等の振当処理及び金利スワップの特例処理を適用している場合を除き、デリバティブ取引から生じる正味の債権及び債務は時価をもって貸借対照表額とするため、「時価で連結貸借対照表に計上している金融商品」の区分に記載されることに注意願いたい。

## 2. 重点テーマ審査

### (1) 収益認識に関する会計基準

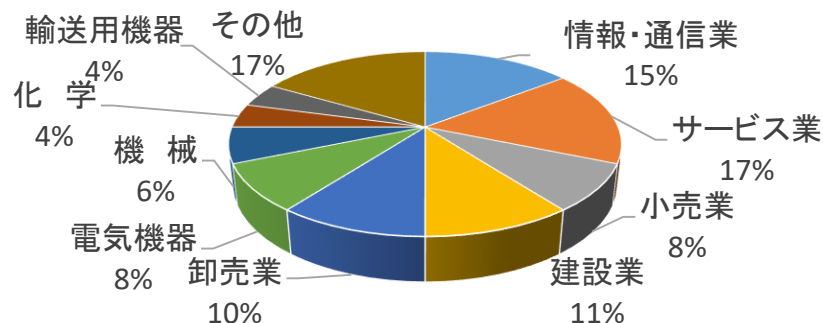
---

## 審査内容と審査結果

### 審査内容

- 提出会社から審査対象会社を選定し、「収益認識に関する会計基準」に関する質問を行った。審査対象会社からの回答内容を確認することで、有価証券報告書の記載内容を審査した。
- 重点テーマ審査では、形式的な記載の有無に留まらず、会計処理方法の適切性や開示目的に照らして財務諸表利用者に十分な情報が開示されているか否かについても審査を行った。
- なお、令和3年度及び令和2年度において、IFRS任意適用企業を対象にIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下、IFRS第15号)を重点テーマとした審査を行っている。我が国の「収益認識に関する会計基準」はIFRS第15号の規定を基本的に取り入れたものであることから、本年度の審査は、過年度のIFRS第15号の審査結果を踏まえたものとした。

審査対象会社(※1)



※1: 審査対象会社全体に占める業種別の審査対象会社数の割合(本資料公表時点)。過年度のIFRS第15号の審査経験も踏まえ、業種別の論点や有価証券報告書の記載内容などを考慮して審査対象会社を選定した。

### 審査結果

- 本重点テーマ審査の結果、「収益認識に関する会計基準」に関する会計処理方法について、全体として適切に行われていることを確認した。
- 一方、「収益認識に関する会計基準」に関する開示について、主に開示目的に照らした充分性の観点から、複数の審査対象会社に共通した課題が識別された。詳細は次ページ以降を参照。これらは、過年度のIFRS第15号の審査において識別された事項と共通しているものが多い。
- なお、本資料において記載されている事項は、必ずしも全ての提出会社にあてはまるものではなく、各提出会社の実情に応じて記載すべき内容が異なり得ることに留意されたい。

## 全般的な留意事項

- 審査の結果を踏まえた全般的な留意事項は以下のとおりである。次ページ以降の個別の留意事項のみならず、本留意事項についても注意されたい。

## 《全般的な留意事項①》 開示の重要性に関する適切な判断

- ✓ 収益認識に関する注記の開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。
- ✓ 収益認識に関する注記事項を作成するにあたり、どの注記事項にどの程度の重点を置くべきか、どの程度詳細に記載するかについては、開示目的に照らして企業が適切に判断することとされている。
- ✓ 開示目的に照らして、重要性が乏しいと考えられる注記事項については省略できる一方、重要性があると考えられる注記事項については詳細に記載することが期待される。
- ✓ 審査の結果、開示目的に照らすと重要性があると考えられる注記事項について、重要性が乏しいと判断し、詳細に記載していない事例が見受けられた。
- ✓ 開示目的に照らして、開示の重要性に関する判断を適切に行うことに留意する。

## 《全般的な留意事項②》 一貫性のある明瞭な開示

- ✓ 収益認識に関する会計基準に基づく開示は、通常、重要な会計方針注記及び収益認識関係注記において記載され、有価証券報告書の他の記載項目(セグメント情報等の注記、事業の内容、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等)とも関係する。
- ✓ 審査の結果、重要な会計方針注記と収益認識関係注記との関係性や有価証券報告書の他の記載項目との関係性がわかりづらい開示となっている事例が見受けられた。
- ✓ 財務諸表利用者が容易に理解できるように一貫性のある明瞭な開示を行うことに留意する。

## 個別の留意事項まとめ(1/2)

- 主な課題は以下のとおりである。本資料の16～23ページにそれぞれ具体的な留意事項について、事例を交えて解説している。また、本資料の28ページ以降に収益認識に関する会計基準の主な好開示例(※1)を掲載しているため、併せて参照されたい。

## 第5 経理の状況

## 1 連結財務諸表等

## 注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 会計方針に関する事項

➤ 重要な収益及び費用の計上基準

:

(収益認識関係)

(1) 収益の分解情報

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

- ・ 契約資産及び契約負債の残高等
- ・ 残存履行義務に配分した取引価格

## 主な課題

- ① 主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点の記載が抽象的である
- ② 履行義務の内容等と収益の分解情報やセグメント情報等との関係性が不明瞭である
- ③ 重要性等に関する代替的な取扱い(出荷基準等)を適用したにもかかわらず、その旨の記載がない
- ④ 一時点で充足される履行義務について、財又はサービスの支配を顧客が獲得した時点を評価する際に行った重要な判断の記載がない
- ⑤ 一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠の記載がない

(※1)開示の好事例としての公表をもって、開示例の記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではない。

## 個別の留意事項まとめ(2/2)

(前ページからの続き)

## 主な課題

## 第5 経理の状況

## 1 連結財務諸表等

## 注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 会計方針に関する事項

- 重要な収益及び費用の計上基準

:

(収益認識関係)

## (1) 収益の分解情報

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

- 契約資産及び契約負債の残高等
- 残存履行義務に配分した取引価格

6

不動産賃貸収入などのリース収益を顧客との契約から生じる収益に含めて開示している

7

単一セグメントであることや履行義務の充足時点が全て一時点であることのみを理由として、収益の分解を行っていない

8

契約資産及び契約負債の内容の説明がなく、履行義務の充足の時期と通常支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響に関する記載がない

9

実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略したにもかかわらず、その旨の記載がない

## 個別の留意事項(1/8)

- ① 主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点の記載が抽象的である
- ② 履行義務の内容等と収益の分解情報やセグメント情報等との関係性が不明瞭である

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

(連結財務諸表の作成の基礎となる重要な事項)

## 4.会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

商品の販売については、当該商品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しています。

## &lt;課題となる事項&gt;

- 主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点に記載することが規定されている(収益認識に関する会計基準第80-2項、第80-14項、第80-18項(1)参照)。会社は現状の記載で十分と判断したが、以下の観点で課題があると考えられる。
  - ① 主な履行義務の内容に関して、「商品の販売」と抽象的な記載に留まっている。また、履行義務の充足時点に関して、「支配が顧客に移転した時点」と同様に抽象的である。
  - ② 収益の分解情報では、事業別に収益を分解しているが、「商品の販売」とこれらの事業との関係性を読み取ることができない。

(収益認識関係)

## (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(百万円)

	A事業	B事業	合計
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX

## 改善の方向性

(改善のイメージ)

(連結財務諸表の作成の基礎となる重要な事項)

## 4.会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

A事業では、主に商品Aの製造販売及び保守サービスの提供を行っています。また、B事業では、主にB商品の製造販売を行っています。A事業及びB事業における主な履行義務は、いずれも国内の顧客に対して、これらの商品を引き渡す義務であり、(中略)いずれも商品の納品時点で収益を認識しています。

## &lt;留意事項&gt;

- 主要な事業における主な履行義務の内容や履行義務の充足時点に関する情報は、財務諸表利用者が会社の事業ごとの収益を理解する上で有用と考えられることから、以下に留意する。
  - ① 主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点に関して、企業固有の取引内容や契約条件に基づき具体的に記載する。
  - ② 少なくとも、収益の分解情報やセグメント情報等との関係性を説明する。もしくは、収益の分解情報の区分等で主な履行義務の内容を説明する。



## 個別の留意事項(2/8)

## 3 重要性等に関する代替的な取扱い(出荷基準等)を適用したにもかかわらず、その旨の記載がない

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

(連結財務諸表の作成の基礎となる重要な事項)

## 4.会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

(略)主な履行義務は、顧客に商品を引き渡す義務であり、国内取引について商品の出荷時点で収益を認識しています。

## &lt;課題となる事項&gt;

- 収益認識に関する会計基準の適用指針第98項では、重要性等に関する代替的な取扱いが規定されており、国内販売において、出荷時から商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、出荷時などの一時点で収益を認識することができる。
- 会社への質問の結果、国内取引については履行義務の充足時点は商品の納品時であるが、当該代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識していることが判明した。会社は、出荷時点で収益を認識していることのみを記載していれば十分と考え、履行義務の充足時点や代替的な取扱いを適用している旨の記載をしていなかった。しかしながら、これらの情報は、財務諸表利用者が会社の収益を理解する上で有用であり、これらを記載しないとすると会社の判断は適切ではないと考えられる。

## 改善の方向性

(改善のイメージ)

(連結財務諸表の作成の基礎となる重要な事項)

## 4.会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

(略)主な履行義務は、顧客に商品を引き渡す義務であり、国内取引について商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しています。

## &lt;留意事項&gt;

- 重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、履行義務の充足時点と収益認識の通常の時点が異なる場合には、その内容を適切に開示することに留意する。

## 個別の留意事項(3/8)

4

一時点で充足される履行義務について、財又はサービスの支配を顧客が獲得した時点の評価する際に行った重要な判断の記載がない

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

(連結財務諸表の作成の基礎となる重要な事項)

## 4.会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

(略)主な履行義務は、顧客に商品を引き渡す義務であり、商品の納品時点で収益を認識しています。

## 〈課題となる事項〉

- 一時点で充足される履行義務について、約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点の評価する際に行った重要な判断について記載することが規定されている(収益認識に関する会計基準第80-18項(3)参照)。
- 会社は契約条件に照らすと商品の納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断しているが、当該判断は一般的な内容であることから、重要性が乏しいと考え、当該判断に関する記載を省略した。しかしながら、顧客との契約や履行義務の内容は企業ごとに異なるものであり、これに関する会社の判断の内容は、財務諸表利用者が会社の収益を理解する上で有用であり、会社の重要性が乏しいとの判断は適切ではないと考えられる。

## 改善の方向性

(改善のイメージ)

(連結財務諸表の作成の基礎となる重要な事項)

## 4.会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

(略)主な履行義務は、顧客に商品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品の納品時点で商品の支配が顧客に移転すると判断していることから、商品の納品時点で収益を認識しています。

## 〈留意事項〉

- 一時点で収益を認識する場合において、顧客に商品の支配が移転した時点のみならず、何故その時点が適切と判断したかについての判断内容を開示する。

## 個別の留意事項(4/8)

5

一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠の記載がない

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

(連結財務諸表の作成の基礎となる重要な事項)

## 4. 会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約に基づき、サービスに対する支配が契約期間にわたり顧客に移転することから、一定の期間にわたり収益を認識しています。

## 〈課題となる事項〉

- 一定の期間にわたり充足される履行義務について、(a)収益を認識するために使用した方法、及び(b)当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠の記載が規定されている(収益認識に関する会計基準第80-18項(2)参照)。
- 会社は重要性が乏しいと考え、上記の(a)と(b)についての記載を省略した。しかしながら、これらの情報は、財務諸表利用者が一定の期間にわたり充足される履行義務に関する収益の認識方法やその判断を理解する上で有用であり、会社の重要性が乏しいとの判断は適切ではないと考えられる。

## 改善の方向性

(改善のイメージ)

(連結財務諸表の作成の基礎となる重要な事項)

## 4. 会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約に基づき、サービスに対する支配が契約期間にわたり顧客に移転することから、一定の期間にわたり収益を認識しています。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)に基づき、進捗度を測定しています。

## 〈留意事項〉

- 一定の期間にわたり充足する履行義務については、(a)収益を認識するために使用した方法(インプット法又はアウトプット法など進捗度の具体的な測定方法)及び(b)当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠(つまり進捗度を測定する方法として何故その方法が適切と判断したのか)についても記載する。

## 個別の留意事項(5/8)

## 6 不動産賃貸収入などのリース収益を顧客との契約から生じる収益に含めて開示している

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

(収益認識関係)

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(百万円)

	A事業	B事業	合計
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX

&lt;課題となる事項&gt;

- 顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は顧客との契約から生じる収益の額を注記する必要がある(収益認識に関する会計基準第78-2項)。
- 会社への質問の結果、B事業の顧客との契約から生じる収益には「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入が含まれていたことが判明した。会社の不動産賃貸収入の金額に一定の重要性があることを考えると、顧客との契約から生じる収益と区分して開示することが必要と考えられる。

## 改善の方向性

(改善のイメージ)

(収益認識関係)

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(百万円)

	A事業	B事業	合計
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX
その他の収益	—	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX

&lt;留意事項&gt;

- 「収益認識に関する会計基準」の範囲外である「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入や「金融商品に関する会計基準」に基づく金融収益等については、顧客との契約から生じる収益の額に含めてはならないため、顧客との契約から生じる収益と区分して「その他の収益」等の名称で開示する。

## 個別の留意事項(6/8)

7

単一セグメントであることや履行義務の充足時点が全て一時点であることのみを理由として、収益の分解を行っていない

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

(収益認識関係)

(1) 収益の分解情報

当社グループは単一セグメントであるため、該当ありません。

(もしくは)

当社グループの履行義務の充足時点は全て一時点であるため、該当ありません。

<課題となる事項>

- 顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記する(収益認識に関する会計基準第80-10項)。また、同適用指針第106-4項では収益の分解に用いる区分を検討する際に考慮する事項を規定し、同適用指針第106-5項では区分の例が示されている。
- 収益の分解の区分方法を検討するにあたっては、これらの規定に従って検討する必要があり、単一セグメントであることや履行義務の充足時点が全て一時点であることのみを理由として収益を分解しないことは適切ではないと考えられる。

## 改善の方向性

(改善のイメージ)

(収益認識関係)

※検討の結果、収益を分解する場合

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

	(百万円)		
	A製品	B製品	合計
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX

<留意事項>

- 収益の分解情報は、財務諸表利用者が会社の収益を理解する上で有用と考えられるため、同適用指針第106-4項及び第106-5項を踏まえて、収益の分解の区分方法について慎重な検討を行う必要がある。例えば、単一セグメントであっても、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、主要な製品別の分析を開示している場合には、同じ区分で分解することなどを検討する。
- なお、検討の結果、収益を分解するべきものがなかったとしても、上記の適用指針に従って適切な検討を行ったことがわかる内容の開示をすることが望ましい。

## 個別の留意事項(7/8)

8

契約資産及び契約負債の内容の説明がなく、履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響に関する記載がない

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

(収益認識関係)

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報  
契約資産及び契約負債の残高等

	(百万円)	
	期首残高	期末残高
契約資産	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX

契約資産及び契約負債に関する定性的な記載なし

&lt;課題となる事項&gt;

- 契約資産及び契約負債に関して、履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明することが規定されている(収益認識に関する会計基準第80-20項(4))。
- 会社は重要性が乏しいと判断し、当該開示を省略した。しかしながら、会社の契約資産及び契約負債の残高には一定の重要性があることを考えると、会社の重要性が乏しいとの判断は適切ではないと考えられる。

## 改善の方向性

(改善のイメージ)

(収益認識関係)

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報  
契約資産及び契約負債の残高等

	(百万円)	
	期首残高	期末残高
契約資産	XXX	XXX
契約負債	XXX	XXX

契約資産は、主にXXX(取引内容等)に関する履行義務に係る当社グループの対価に関する権利であり、当該権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。また、契約負債は、主にXXX(取引内容等)に関して履行義務の充足の前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

&lt;留意事項&gt;

- 履行義務の充足の時期と通常の支払時期が契約資産及び契約負債の残高に与える影響を説明する上で、その前提として契約資産及び契約負債の内容を説明することが必要であると考えられる。加えて、履行義務の充足の時期と通常の支払時期との関係性を説明することで、財務諸表利用者は履行義務の充足の時期とキャッシュ・フローとの関係をより良く理解できることになる。

## 個別の留意事項(8/8)

9

実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略したにもかかわらず、その旨の記載がない

## 課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

(収益認識関係)

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格に関する開示なし

<課題となる事項>

- 残存履行義務(当期末時点の未充足の履行義務)に配分した取引価格の総額等を開示することが定められている。ただし、実務上の便法の規定があり、履行義務が当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合など一定の条件を満たす場合には残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略できるが、その場合には、その旨(どの条件に該当するか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容)を開示することが定められている(収益認識に関する会計基準第80-24項)。
- 会社は予想される契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略したが、その旨を記載していなかった。しかしながら、会社の残存履行義務に配分した取引価格の総額に一定の重要性があることを考えると、その旨の記載が必要と考えられる。

## 改善の方向性

(改善のイメージ)

(収益認識関係)

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

<留意事項>

- 履行義務が当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である場合など一定の条件を満たす場合には残存履行義務に配分した取引価格の総額等の開示を省略できるが、その場合には、その旨(どの条件に該当するか、及び当該注記に含めていない履行義務の内容)を開示する必要がある。
- また、経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析において、受注残高の開示を行っていることを理由として、残存履行義務に配分した取引価格の開示を省略することはできないことに留意する。

## 2. 重点テーマ審査

### (2) 重点テーマ以外の主な項目

---



## 重点テーマ以外の主な項目に関する留意事項(1/3)

- 重点テーマ審査の審査対象会社には、重点テーマ以外の有価証券報告書の記載項目についても適宜質問を実施している。本年度を含む最近の審査において、比較的多くの会社で識別された主な課題は以下のとおり。有価証券報告書を作成する際には、これらについても留意願いたい。

## 主な課題

## 第4 提出会社の状況

## 4 コーポレートガバナンスの状況等

## (5) 株式の保有状況

:

## 第5 経理の状況

## 1 連結財務諸表等

## 連結貸借対照表

:

## 注記事項

:

## 《株式の保有状況の記載漏れ》

- 提出会社が経営管理を行うことを主たる業務とする会社（いわゆる持株会社）である場合においては、提出会社(①)及びその連結子会社のうち最大保有会社(②)の投資株式について一定の開示が必要となる。また、最大保有会社(②)の投資株式計上額が、連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、次に大きい会社(③)についても開示が必要となる(第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)f)。
- 提出会社(①)に関する記載、もしくは、次に大きい会社(③)に関する記載が漏れている事例があった。

## 《年金資産に関する表示の誤り》

- 複数の退職給付制度を採用している場合、1つの退職給付制度に係る年金資産が当該退職給付制度に係る退職給付債務を超えるときは、当該年金資産の超過額を他の退職給付制度に係る退職給付債務から控除してはならない(退職給付に関する会計基準第13項注1)。
- 連結貸借対照表において、本来、年金資産(退職給付に係る資産)と退職給付債務(退職給付に係る負債)を相殺せずに表示するべきであったにもかかわらず、相殺されて表示されている事例があった。

## 重点テーマ以外の主な項目に関する留意事項(2/3)

(前ページからの続き)

## 第5 経理の状況

## 1 連結財務諸表等

:

注記事項

(連結包括利益計算書関係)

:

(退職給付関係)

:

(セグメント情報等)

## 主な課題

## 《退職給付に係る調整額に関する開示誤り》

- 退職給付に係る調整額(その他の包括利益)は、連結包括利益計算書注記及び退職給付関係注記において開示される(包括利益の表示に関する会計基準第31項(4)、退職給付に関する会計基準第30項(3)~(8))。
- 退職給付関係注記における①数理計算上の差異の発生額と費用処理額及び②過去勤務費用の発生額と費用処理額が、連結包括利益計算書関係注記における退職給付に係る調整額(当期発生額と組替調整額)と整合していない事例があった。

【退職給付関係注記】

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

当連結会計年度

...

数理計算上の差異の発生額 XXX

過去勤務費用の発生額 XXX

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

当連結会計年度

...

数理計算上の差異の発生額 XXX

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

当連結会計年度

...

数理計算上の差異の費用処理額 XXX

過去勤務費用の費用処理額 XXX

【連結包括利益計算書関係注記】

(百万円)

当連結会計年度

...

退職給付に係る調整額

当期発生額 XXX

組替調整額 ΔXXX

税効果調整前 XXX

税効果額 ΔXXX

退職給付に係る調整額 XXX

## 重点テーマ以外の主な項目に関する留意事項(3/3)

(前ページからの続き)

## 第5 経理の状況

## 1 連結財務諸表等

:

注記事項

(連結包括利益計算書関係)

:

(退職給付関係)

:

(セグメント情報等)

## 主な課題

## 《特定の国別情報の記載漏れ》

- 特定の国の売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上である場合には当該国の売上高(①)、また、特定の国の有形固定資産の残高が連結貸借対照表の有形固定資産の残高の10%以上である場合には当該国の有形固定資産の残高(②)を開示する必要がある(セグメント情報等の開示に関する会計基準第31項、同適用指針第16項)。
- ①又は②の記載が漏れている事例があった。(例:北米の売上高は開示されているが、アメリカ合衆国の売上高が単独で連結損益計算書の売上高の10%以上であったにもかかわらず、開示されていない。)

## 《主要な顧客に関する匿名開示》

- 単一の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上である場合には当該顧客の氏名等の情報を開示する必要がある(セグメント情報等の開示に関する会計基準第32項、同適用指針第18項)。
- 顧客との契約において顧客名を開示しない旨の守秘義務条項があることを理由として、当該顧客の社名を開示していない(「A社」などの匿名開示としている)事例があった。

## 付録

### － 収益認識に関する会計基準の主な好開示例

---

## 【事例1】主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点等の開示が充実①

## ウシオ電機株式会社 2022年3月期有価証券報告書

## 連結財務諸表

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 4. 会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

## (イ) 製品の販売

**a** ハロゲンランプ、**b** 放電ランプ及び**c** 固体光源においては、主に各種ランプの製造及び販売を行っております。当該製品の販売については、顧客に製品それぞれを引渡した時に支配が移転すると判断しているため、引渡し時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

**d** UV装置及び光学装置その他においては、主に各種露光装置の製造及び販売を行っております。当該製品の販売については、顧客との契約に基づき据付作業を伴う製品については、据付作業無しでは顧客が便益を享受することが困難なことから、製品と据付作業を一体の履行義務として識別しております。このような場合においては、顧客が製品の検収等による合意された性能確認を完了した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。また、一部の据付作業を伴わない製品については、顧客に製品それぞれを引渡した時に支配が移転すると判断しているため、引渡し時点で収益を認識しております。

**f** シネマ装置及び**g** 一般映像装置においては、主に各種プロジェクターの製造及び販売を行っております。当該製品の販売については、顧客に製品それぞれを引渡した時に支配が移転すると判断しているため、引渡し時点で収益を認識しております。(略)...

## 《主なポイント》

- 主な履行義務の内容及び内容等に関して、企業固有の取引内容や契約条件に基づき具体的に説明
- 重要な会計方針注記における記載内容と収益認識関係注記における収益の分解情報(主な製品別の情報)との関係性も明瞭に記載
- 一時点で充足する履行義務の場合の顧客に支配が移転する時点に関する判断を明瞭に記載
- 「重要性等に関する代替的な取扱い(出荷基準)」について明瞭に記載

※一部抜粋  
(青字追加)

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	光源事業	光学装置 事業	映像装置 事業	計		
ハロゲンランプ <b>a</b>	10,450	—	—	10,450	—	10,450
放電ランプ <b>b</b>	38,334	—	—	38,334	—	38,334
固体光源 <b>c</b>	9,026	—	—	9,026	—	9,026
UV装置 <b>d</b>	—	28,812	—	28,812	—	28,812
光学装置その他 <b>e</b>	—	19,293	—	19,293	—	19,293
シネマ装置 <b>f</b>	—	—	17,017	17,017	—	17,017
一般映像装置 <b>g</b>	—	—	19,729	19,729	—	19,729
その他	—	—	—	—	3,450	3,450
顧客との契約から生じる収益	57,811	48,105	36,746	142,663	3,450	146,114
その他の収益	—	280	2,426	2,707	—	2,707
外部顧客への売上高	57,811	48,386	39,173	145,371	3,450	148,821

(注)「その他」に含まれる事業並びに主要な製品及びサービスは、「(セグメント情報等)3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

## 【事例2】主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点等の開示が充実②

## 株式会社ベネッセホールディングス 2022年3月期有価証券報告書

※一部抜粋  
(青字追加)

連結財務諸表

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

(略)...

当社グループは、国内教育、Kids &amp; Family、介護・保育、ベルリッツの4つの事業セグメントを中心に事業を行っております。(略)...

① 国内教育事業

国内教育事業においては、小学生から高校生を対象とした通信教育事業「進研ゼミ」、学校向け教育事業、及び塾・教室事業等を行っております。

**a** 通信教育事業「進研ゼミ」については、教材の提供、顧客から届いた答案に対する添削指導等、複数の財又はサービスを提供しております。複数の履行義務を含んでおり、独立販売価格を直接観察できないため、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財又はサービスの適切な利益相当額を加算する方法により取引価格をそれぞれの履行義務に配分しております。教材の提供は顧客が合意された仕様であることを確認した時点、添削指導は添削した答案を顧客に提供した時点において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。

**b** 学校向け教育事業については、主に模擬試験、及びICT教育支援、学習支援、校務支援サービスを提供しております。模擬試験の代表的なものは「進研模試」、「スターサポート」、「GTEC」であり、主に問題冊子・解答の提供、及び解答用紙の採点、並びに成績資料の提供をしております。これらは相互関連性が高いため単一の履行義務とし、主に成績資料を顧客に提供した時点において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。また、ICT教育支援、学習支援、校務支援サービスについては、主にソフトウェアライセンス及びバージョンアップ、ICT活用支援の提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、サービス提供の進捗度に応じて履行義務が充足されたと判断して、契約期間にわたり収益を認識しております。

**c** 塾・教室事業については、主に授業を提供しており、授業の提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、授業提供の進捗度に応じて履行義務が充足されたと判断して、契約期間にわたり収益を認識しております。

② Kids &amp; Family事業

Kids &amp; Family事業においては、日本、中国、台湾、インドネシアで、主に幼児向けを中心とした通信教育事業「こどもちゃれんじ」の教材を提供しております。また、日本において、「たまひよSHOP」「たまひよの内祝」等の通信販売事業を行っております。

(略)...

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他	合計	
	国内教育事業	Kids & Family事業	介護・保育事業	ベルリッツ事業	計			
通信教育事業	a	102,477	52,150	—	—	154,628	—	154,628
学校向け教育事業	b	56,725	—	—	—	56,725	—	56,725
塾・教室事業	c	45,615	—	—	—	45,615	—	45,615
通信販売事業		—	4,176	—	—	4,176	—	4,176
入居介護サービス事業		—	—	109,455	—	109,455	—	109,455
語学教育事業		—	—	—	18,757	18,757	—	18,757
留学支援事業		—	—	—	1,316	1,316	—	1,316
その他		7,310	14,911	17,942	—	40,164	1,105	41,269
顧客との契約から生じる収益		212,128	71,238	127,397	20,074	430,838	1,105	431,943

## 《主なポイント》

- 主な履行義務の内容等に関して、報告セグメントごとに企業固有の取引内容や契約条件に基づき具体的に説明
- 重要な会計方針注記における記載内容と収益認識関係注記における収益の分解情報(主な事業の情報)との関係性も明瞭に記載
- 一時点で充足する履行義務の場合の顧客に支配が移転する時点に関する判断や一定の期間で充足する履行義務の場合の収益を認識するために使用した方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠を明瞭に記載

## 【事例3】主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点等の開示が充実③

## 株式会社大林組 2022年3月期有価証券報告書

※一部抜粋  
(青字追加)

## 連結財務諸表

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 4. 会計方針に関する事項

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

## 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループの主要な事業である建設事業において、工事契約に基づき、国内及び海外において建築工事及び土木工事を行っている。

財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用している。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各連結会計年度の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っている。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

## 《主なポイント》

- 主な履行義務の内容及び履行義務の充足時点に関して、重要な会計方針では端的に記載した上で、収益認識関係注記では項目ごとに具体的に説明
- 一定の期間にわたり充足する履行義務(工事契約)について、収益を認識するために使用した方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠を明瞭に記載

## (収益認識関係)

## 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、建設事業(国内建築・海外建築・国内土木・海外土木)、不動産事業及びその他の事業の各事業領域において、工事の施工及び不動産の賃貸・販売などを行っている。

このうち、建設事業及び不動産事業(不動産販売事業)における「収益認識の方法」、「取引価格の算定」及び「通常の支払期限」は、以下のとおりである。

## ① 建設事業

## ア 収益認識の方法

建設事業においては、工事契約に基づき、国内及び海外において建築工事及び土木工事を行っている。

一定の期間にわたり履行義務が充足される工事契約について、工事収益総額、工事原価総額及び履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、一定の期間にわたり収益を認識している。当該工事契約における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、工事原価総額の見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出している。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

## イ 取引価格の算定

工事契約の取引価格は、工事契約における契約金額である。工事の追加・変更に伴う契約金額の変更については、工事契約の変更契約において定める。工事の追加・変更に伴う契約金額が未確定の場合、合理的に見積った当該金額を工事収益総額に含めている。

また、通常、一つの工事契約が一つの履行義務であり、取引価格の履行義務への配分は生じない。

## ウ 通常の支払期限

個々の工事契約によって支払条件が異なるため、通常といえる支払期限はない。

(略)...

## 【事例4】収益の分解情報の開示が充実

## 株式会社カプコン 2022年3月期有価証券報告書

※一部抜粋  
(青字追加)

連結財務諸表

【注記事項】

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 財又はサービスの種類別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デジタル コンテンツ	アミューズ メント施設	アミューズ メント機器	計		
売上高						
パッケージ販売	30,012	—	—	30,012	—	30,012
デジタル ダウンロード販売	53,339	—	—	53,339	—	53,339
モバイルコンテンツ	4,182	—	—	4,182	—	4,182
アミューズメント施設	—	12,404	—	12,404	—	12,404
アミューズメント機器	—	—	5,749	5,749	—	5,749
その他	—	—	—	—	4,366	4,366
顧客との契約から生 じる収益	87,534	12,404	5,749	105,687	4,366	110,054
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	87,534	12,404	5,749	105,687	4,366	110,054

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、キャラクターコンテンツ事業等を含んでおります。

## 《主なポイント》

- 収益の分解情報に関して、「財又はサービスの種類別」、「地域別」、「収益の認識時期」の3つに区分して開示(⇒一般的に複数の区分で分解した情報は財務諸表利用者にとって有用と考えられる。)

## 地域別の内訳

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デジタル コンテンツ	アミューズ メント施設	アミューズ メント機器	計		
売上高						
日本	30,005	12,404	5,749	48,158	1,382	49,540
米国	26,029	—	—	26,029	1,629	27,658
欧州	13,737	—	—	13,737	311	14,049
その他	17,761	—	—	17,761	1,043	18,805
顧客との契約から生じ る収益	87,534	12,404	5,749	105,687	4,366	110,054
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	87,534	12,404	5,749	105,687	4,366	110,054

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、キャラクターコンテンツ事業等を含んでおります。

## 収益の認識時期

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デジタル コンテンツ	アミューズ メント施設	アミューズ メント機器	計		
一時点で移転される 財及びサービス	79,247	12,404	5,749	97,401	4,066	101,467
一定期間にわたり移 転される財及びサー ビス	8,286	—	—	8,286	300	8,586
顧客との契約から生 じる収益	87,534	12,404	5,749	105,687	4,366	110,054
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	87,534	12,404	5,749	105,687	4,366	110,054

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、キャラクターコンテンツ事業等を含んでおります。



## 【事例5】契約資産・契約負債及び残存履行義務に配分された取引価格の開示が充実

## 株式会社ヤマダホールディングス 2022年3月期有価証券報告書

※一部抜粋  
(青字追加)

連結財務諸表

【注記事項】

(収益認識関係)

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	3,850
売掛金	69,111
完成工事未収入金	924
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	4,647
売掛金	68,753
完成工事未収入金	909
契約資産(期首残高)	1,125
契約資産(期末残高)	1,469
契約負債(期首残高)	92,582
契約負債(期末残高)	93,590

契約資産は主に、住建事業における工事契約を伴う住宅の販売事業において、一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。連結貸借対照表において、契約資産は、「完成工事未収入金」に含まれております。

契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する延長保証サービス契約、有償の長期保証サービス契約、未配送の商品販売、カスタマー・ロイヤルティ・プログラム及び工事契約を伴う住宅等の販売について顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表において、契約負債は、「未成工事受入金」、「契約負債」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、60,321百万円であります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、保証サービス契約に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

当連結会計年度	
1年以内	14,913
1年超2年以内	12,835
2年超3年以内	8,602
3年超4年以内	5,253
4年超5年以内	3,033
5年超	4,118
合計	48,756

## 《主なポイント》

- 契約資産及び契約負債に関して、その内容や履行義務の充足の時期、通常の支払時期との関係を具体的に説明
- 残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の開示に関して、1年ごとに区分した金額を開示(⇒一般的に1年ごとの定量情報は財務諸表利用者にとって有用と考えられる。)